



整理番号 9-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書


774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	沼津署訪問		
年月日	令和2年9月1日~令和	年月日	金額 660 円

目的	沼津警察署交通課にて7月2日
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	交通安全関係の情報収集し県施策の参考とする。

《領収書貼付枠》



ご利用ありがとうございます。
料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 沼津
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 9月 1日 16時29分
車種 普通

通行料金 ¥660-
(現金)

一入口料金所 - 富士
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 223-00011614-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	660 円	100%	660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	多文化共生PT視察 (浜松市他)		
年月日	令和2年9月2日~令和	年月日	金額 10,020円

目的	外国人受入れ企業等の視察
使途	交通費、駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	多文化共生の現状を視察 今後の政策に活かしていく。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている。	10,020 円	/	10,020 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

四 本 様

2 年 9 月 2 日

★ Y1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者: 四本康久

但し書: 駐車料

領 収 書

様

Receipt

領収年月日: 2020.-9.-2

金額: ￥9,020 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品: JR乗車券類 JR tickets

(30073 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

(東)新富士駅

新富士駅MV801発行 40074-02

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

新幹線 新富士~浜松 往復

支払者: 四本康久

整理番号 9-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチギー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年9月3日	～令和 年 月 日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

四本様 2年9月3日

★ Y1,000

但 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

富士市柳島276-8
駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者: 四本康久 但書: 駐車料

3/8

領収書 No 97
窓口 No 3
駅 No 5201160
領 収 書

様

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年8月25日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

4/6

領収書 No 97
窓口 No 3
駅 No 5201160
領 収 書

様

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年8月25日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

支払者: 四本康久

7,860円 x 2/6 枚 = 2,620円

支払者: 四本康久

原本: 2年8月 整理番号 8-16 参照

整理番号 9-4

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	------	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年9月3日~令和	年月日	金額 2,095 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 9月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-09-03	23357	A93160008
取扱店	シズオカケンチョウナイ	
払込口座	00190-6 655183	
払込金額	*1,943 料金 *152	

振替受付票
払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)

日	時	分	秒
02	09	03	57

日韓ビジネス株式会社
四本 康久 様
〒111-0043 東京都台東区上野 1-11-11

入金額 *5,100
おつり *3,005

スマホ決済アプリ ゆうちよPay
口座の残高確認も可能です!

印紙税申告納付につき税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,095 円	100 %	2,095 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

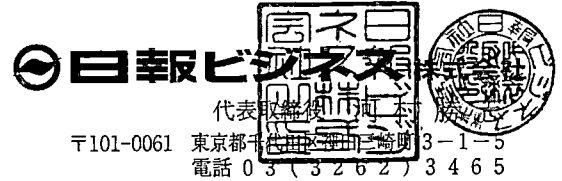
請求書

Page. 1

2020年 8月31日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。

お客様番号 : XXXXXXXXXX お問い合わせ番号 : 100597998

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2020年9月号
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

品名	数量	単価	金額	区分
◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物	1	部	1,843	1
送料	0		0	1
内消費税等				(177)
3005 1				

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- 下の払込用紙で商品到着後、上記お支払期限までにゆうちょ銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

整理番号 9-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書


777 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・ <u>資料作成費</u> ・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー代		
年月日	令和2年9月3日	~ 令和 年 月 日	金額 540 円

目的	1
使途	1
政務活動・ 県政との 関連性	1

《領収書貼付枠》



電話：0545-60-7775 北-#1
2020年09月03日(木) 09:29

領 収 書

¥540

(内消費税等 ¥49)
但し コピー代として
上記正に領収いたしました
2020年09月03日

内訳
現金支払額 ¥540

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

支払者：四本康久

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかっている。	540 円	100 %	540 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	1127新幹線学習会		
年月日	令和2年9月5日~令和 年 月 日	金額	3620 円

目的	1127新幹線学習会参加
使途	交通費・駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	講演・報告等聴講、 今後の政策に活かしていく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

5/6

領収書-No 97
窓口-No 3
駅-No 5201160
領 収 書

領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年8月25日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支払者：四本康久

6/6

領収書-No 97
窓口-No 3
駅-No 5201160
領 収 書

領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年8月25日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支払者：四本康久

新富士 — 静岡(往復) 7,860円 × 2/6 枚 = 2,620円

領 収 証

四本様

2020年9月5日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

富士市柳島276-8

駿市場 ニパーク

T E L 0545-61-7863

支払者：四本康久

但し書：馬車料

第7回リニア新幹線学習会

2020年9月5日 13:30~16:00 労政会館展示室

開会のあいさつ

13:30

記念講演「大井川の水と自然はもどるのか？」

講師:塩坂 邦雄 氏(工学博士)

特別報告1「住民側貫く静岡県知事」

講師:川村 晃生 氏(ストップ・リニア訴訟原告団長)

<休憩>

15:00

特別報告2「新たな工事差し止め訴訟の意義について」

講師:西ヶ谷 知成弁護士

特別報告3「訴訟のとりくみと参加の呼びかけ」

報告者:芳賀 直哉(差止訴訟準備会暫定事務局)

閉会のあいさつ

16:00

- 資料1:国土交通省 鉄道局長 宛て リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議
におけるJR東海の提出資料についての静岡県の考察
- 資料2:環境省 総合環境政策統括官 宛 「リニア中央新幹線静岡工区 有識者
会議」においてJR東海が行った水収支解析について
- 資料3:「住民側貫く静岡県知事」「27年より生活優先は当然」

リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク

整理番号 9-8

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (9 月分)		
年月日	令和 2 年 9 月 7 日	~ 令和 年 月 日	金額 27,225 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

リース料 56,430 円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の 1/2 請求する。

リース料 ドライブレコーダー料

(税抜き 51,300 円 - 1,800 円) × 1.10 × 1/2 = 27,225 円

920-09-07 200 *56,430 トヨタ自動車リース(カ)

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	54,450 円	1/2 %	27,225 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3
四本康久 様



日本カーサービス株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001176YA001176

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]

2020年 8月 18日

口座振替通知書

請求書No. 50H54572
請求先コード [Redacted]

今回御請求額		お支払期日	お支払方法
	¥56,430	2020年 9月 7日	口座振替
内リース料等	51,300		
内消費税等	5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	15	36	リース料 2/9分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		
ページ小計-->					56430	5130		51300 (税抜)

請求件数 1件



通信欄 口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

整理番号	9-9
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年月日	令和 2年 9月 9日~令和 年 月 日	金額	2750 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集				
使途	20年 8月購読料				
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。				
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>02-09-07</td> <td>200</td> <td>2,750</td> <td>SMBC(ニホキヨウ)</td> </tr> </table> </div>		02-09-07	200	2,750	SMBC(ニホキヨウ)
02-09-07	200	2,750	SMBC(ニホキヨウ)		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2750 円	100 %	2750 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-10

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年9月8日	～	令和 年 月 日
金額	2,620 円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2620 円	100 %	2620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1/6

駅-No 5201160 領収書-No 79
窓口-No 4

領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年9月7日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



2/6

駅-No 5201160 領収書-No 79
窓口-No 4

領 収 書

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年9月7日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支払者： 四本康久

支払者： 四本康久

新富士 - 静岡 (往復) $7,860 \text{円} \times \frac{2}{6} \text{枚} = 2,620 \text{円}$

整理番号 9-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年9月11日	～令和 年 月 日	金額 3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業とア [○] リ [○] ング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐 [○] 車 [○] 料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	100 %	3620 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

四本 様

2年 9月 11日

支払者

四本康久

但書

駐車料

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL0545-61-7862

原本: 2年 9月 整理番号 9-10 参照

3/6

4/6

駅-No 5201160 領収書-No 79
窓口-No 4
領 収 書

様

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 9月 7日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



駅-No 5201160 領収書-No 79
窓口-No 4
領 収 書

様

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 9月 7日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支払者: 四本康久

支払者: 四本康久

新富士 - 静岡(往復) 7,860円 x 2/6枚 = 2,620円

整理番号 9-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山山小屋意見交換会		
年月日	令和2年9月12日	令和 年 月 日	金額 660 円

目的	富山山小屋における新型コロナウイルス対策に係る意見交換会
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	意見交換会参加により今後の県施策参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 沼津
お問い合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 9月12日 13時32分

車種 普通

通行料金 ¥660-
(現金)

一入口料金所 富士
通行料金は、消費税10%対応です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号219-00281316-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	660 円	100%	660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

各山小屋組合長 様

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課長

富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症対策に係る
意見交換会の開催について

日頃、世界遺産富士山の保全に係る施策について、御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、県は、現在、来夏の富士山の開山に向け、新型コロナウイルス感染症への対策の検討を進めているところですが、山小屋は密になりやすい環境であり、登山者に安全・安心に利用いただくためにも、十分な対策を講じる必要があると考えております。

そのため、この度、下記のとおり医療関係者等も交えた山小屋組合の皆様との意見交換の機会を設けさせていただくこととしました。

については、貴組合員へ御周知いただくとともに、貴組合からの参加者数について9月10日（木）までに当方へ御報告いただくようお願いいたします（電話、FAX、Eメールのいずれでも結構です。）。

記

1 日 時 令和2年9月12日（土）午後2時～午後5時（予定）

2 場 所 静岡県東部総合庁舎 別棟2階会議室

（静岡県沼津市高島本町1-3）

3 次 第

（1）講演「富士山山小屋における新型コロナウイルス対策について（仮）」

山岳医療救助機構 代表 大城 和恵氏

（2）意見交換（山小屋組合、山岳医療救助機構、県・市町担当課）

4 その他

・出席にあたっては、マスクの着用をお願いします。

・お車でお越しの方は、別紙を参考に駐車いただくようお願いいたします。

担 当 企画交流班 松本

電話番号 054-221-3747

FAX番号 054-221-3757

E-mail sekai@pref.shizuoka.lg.jp

整理番号 9-13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年9月13日~令和 年 月 日	金額	2640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: <i>考える力情報力身心</i> <i>新聞の読み方、公明党に問うの国政版</i>)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。
《領収書貼付枠》	

戸田書店

領収証
電話0645-51-5121
2020/09/13(日) 20:17 扱:45001045
No.01-000404808
0261:9784396617042 0030 01400
ビジネス書
@1540 1点 ¥1,540
0261:9784620326511 0031 01000
ビジネス書
@1100 1点 ¥1,100
数量 2点
合計 ¥2,640
消費税等(10%) ¥240
課税対象額(10%) ¥2,400
現金扱い等計 (内消費税等) ¥2,640
現金 お預かり計 ¥3,000
お預かり計 ¥3,000
釣銭 ¥360

2901000 404806

スマートフォンから在庫検索ができる!
「honto with」
ポイントカードの
代わりに使える!

支払者: 四本康久

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2640 円	100 %	2640 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富山世界遺産センター - 講演会参加		
年月日	令和2年9月13日	～令和 年 月 日	金額 200 円

目的	富山世界遺産センター - 講演会参加
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	講演会参加により今後の見施策参考に可。.

《領収書貼付枠》

富士宮市営神田川観光駐車場

領収証

精算機 #01 精算No.000247
 発券機 #01 発券No.056793
 入庫時刻 2020年9月13日(日) 13:36
 出庫時刻 2020年9月13日(日) 16:18
 駐車時間 2:42
 駐車料金 200円
 合計 200円
 現金領収額 200円
 お預り 200円
 お釣り 0円

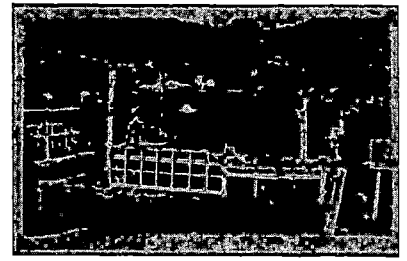
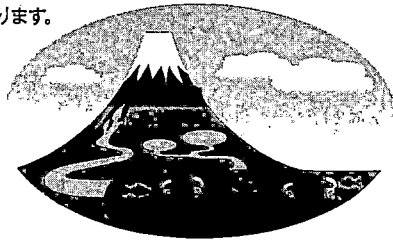
またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動に かかるとは	200 円	100%	200 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

関連イベント

※新型コロナウイルス感染症対策のため、
内容を変更もしくは中止する可能性があります。



富士山頂「金明水」
静岡県富士山世界遺産センター 所蔵

サイエンスレクチャー

巨大な「水がめ」である富士山の成り立ちと富士山が育ててきた特色ある自然環境、そして私たちの生活との密接な関わりの歴史について、各分野の研究者がそれぞれの専門の目からみた「富士山の湧水」について解説します。

会場/1階研修室(定員30名、当日先着順。開始30分前より受付開始)

第1回: 8月21日(金: 県民の日) 13:30~16:30

【特集】富士山研究の最前線

- 馬場 章(山梨県富士山科学研究所 研究員)「富士山の噴火史と宝永噴火の実態」
- 小野昌彦(産業技術総合研究所地質調査総合センター 研究員)「富士山麓の湧水の科学」
- 岸本年郎(ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授)「“新しい山” 富士山の自然と昆虫」



宝永山と富士山頂
山梨県富士山科学研究所 提供

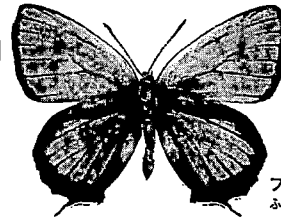


三島湧水群
三島市 提供

第2回: 9月13日(日) 14:00~16:00

火山の湧水に潤う地域

- 小林 淳(静岡県富士山世界遺産センター 教授)「噴火が創出する火山の恵み」
- 丹保俊哉(富山県立山カルデラ砂防博物館 学芸員)「立山の火山と常願寺川の恵みと災禍」

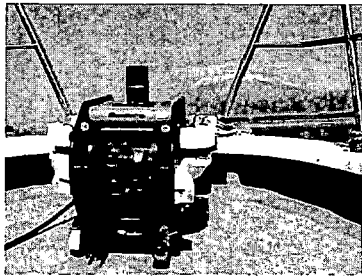


フジドリシジミ
ふじのくに地球環境史ミュージアム 提供

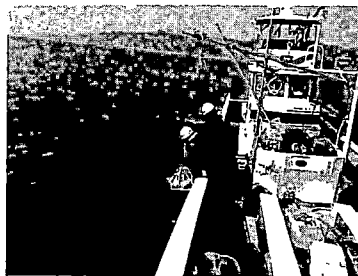
第3回: 9月27日(日) 14:00~16:00

富士山湧水が育む駿河湾と湧水の利活用

- 村中康秀(静岡県環境衛生科学研究所)「富士山の湧水の活用と駿河湾海底湧水」
- 渡川浩一(ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授)「駿河湾が育む多様な魚類」



遠隔操作無人探査機 (ROV)
静岡県環境衛生科学研究所 提供



駿河湾上における調査の様子
産業技術総合研究所 提供

研究員によるフロア・ガイド

会場/企画展示室(無料。企画展示室前にお集まりください。)

当館研究員が富士山の湧水の不思議を
わかりやすく解説します。

8月8日(土)・22日(土)、9月6日(日)・26日(土)

10月3日(土)・4日(日)

各日3回(10時30分~、13時30分~、15時30分~)

(サイエンスレクチャー後にも随時開催予定)

※都合により変更の可能性があります。

富士山の湧水 — その道のりと歴史 — Spring water of Mt. Fuji : Carrying knowledge into new fields

会期/2020(令和2)年 8月8日(土)~10月4日(日)

会場/静岡県富士山世界遺産センター2階 企画展示室

※本企画展は常設展観覧料でご覧いただけます。

●新型コロナウイルス感染症拡大等の理由で、予定が変更となる可能性があります。ホームページをご確認の上、ご来館をお願いします。

主催: 静岡県富士山世界遺産センター 地質調査総合センター 静岡県環境衛生科学研究所



静岡県富士山世界遺産センター

開館時間/9:00~18:00(8月)、9:00~17:00(9月~10月) ※最終入館は閉館の30分前
休館日/8月18日(火)、9月15日(火)
常設展観覧料/一般300円 ※本企画展は常設展観覧料でご覧いただけます。
70歳以上・大学生以下・障害者等無料(証明書をお提示下さい。)

アクセス 電車/JR身延線富士宮駅から徒歩8分
車/新東名高速道路新富士ICから約10分・東名高速道路富士ICから約15分

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12
TEL 0544-21-3776 FAX 0544-23-6800
WEB <https://mtfuji-whc.jp>



整理番号 9-15

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

777 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機保守・コピー代		
年月日	令和2年9月14日~令和	年月日	金額 3326 円

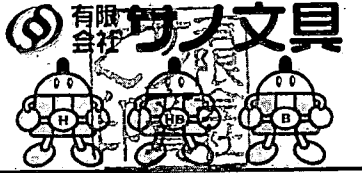
目的	政務活動資料のコピー
使途	7.8月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務調査活動、県政関連資料等の作成
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6652 円	1/2 %	3326 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

No. _____



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
 振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

四本康久 様

2年 8月 31日 締切分

合計金額 ¥ 6652

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 2枚	6048	
消費税等	604	
当月ご請求額	6652	

Hisago #N618S(25) J634354

* 内訳 2枚 (別紙)

領収証

四本康久 様

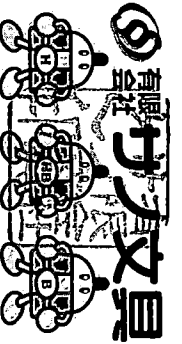
2年 9月 14日

No. _____

金額	但
6652	

内	
消費税等	現金 小切手

上記正に領収いたしました



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
 TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

Hisago #N787(50) J626759

但書: 保子・コピー代

請求書

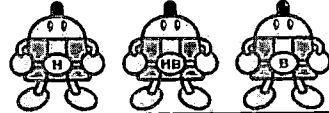
No. _____

四本康久様

2年7月18日

下記の通り御請求申し上げます

有限会社 サノ文具



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 3000

品名	数量	単価	金額	摘要
1M C2500PK 基本料	1		3000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			3000	

HISAGO #N634(100)別 J629067

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023(代) 6048

請求書

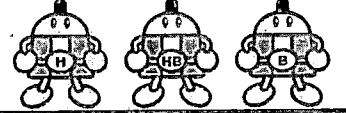
No. _____

四本事務所様

2年8月20日

下記の通り御請求申し上げます

有限会社 サノ文具



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 3048

品名	数量	単価	金額	摘要
1M C2500PK	1000	3	3000	
2				
100/VLT	16	3	48	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			3048	

HISAGO #N634(100)別 J629067

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023(代) 6048

整理番号 9-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年9月15日	~ 令和 年 月 日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620円	100%	3620円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書-No 79
窓口-No 4
駅-No 5201160
領 収 書

領収書-No 79
窓口-No 4
駅-No 5201160
領 収 書

様

様

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

上記金額確かに領収致しました

2020年9月7日
東海旅客鉄道株式会社

2020年9月7日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

静岡駅

現金出納社員

現金出納社員

新富士 - 静岡 (往復)

支払者: 四本康久

支払者: 四本康久

$7.860円 \times \frac{2}{6} 枚 = 2.620円$

原本: 2年9月 整理番号 9-10 参照

領 収 証

四本様

2年9月15日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

コクヨ ウケ-1048

支払者: 四本康久

但し書: 駐車料

整理番号 9-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士宮市商店街連盟訪問		
年月日	令和2年9月16日~令和	年月日	金額 200 円

目的	富士宮市商店街連盟 会長より APリゾ
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	商店街の状況 APリゾ、今後の集施策の参考とする。

《領収書貼付枠》

富士宮駅前交差センター 駐車場

領収証

精算機 #01 A 精算No. 006234
 発券機 #01 発券No. 066076
 入庫時刻 2020年 9月16日(水) 11:18
 出庫時刻 2020年 9月16日(水) 12:05
 駐車時間 0:47
 駐車料金 200円

料金
 A料金 200円
 合計 200円
 現金領収額 200円
 お預り 0円
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかると見られる	200 円	100 %	200 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-18

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (20年8月請求分)		
年月日	令和2年9月16日~令和	年月日	金額 2,828円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケーブルテレビ料 政務活動費請求対象額
 8406円 - 2,750円 = 5656円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	5,656円	1/2	2,828円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

四本 康久 様

発行番号 2020311400

発行日 2020年 9月16日

株式会社TOKAIケーブルテレビ
〒410-0053 沼津
株式会社
ケーブルテレビ

お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥8,406

項目	金額
2020年8月分	¥8,406
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2020年8月カード決済 にて正に領収致しました。

p
o
s
t
c
a
r
d

整理番号 9-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7811 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代 (9月分)		
年月日	令和2年9月18日~令和	年月日	金額 6069円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由 政務活動と後援活動 の按分	領収書金額(a) 12,138円	按分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 6069円
---------------------------	---------------------	--------------------	------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口でお支払いの場合は左側の2票だけをお出しください。
金融機関やコンビニエンス・ストアにてお支払いの場合は切り取らないでお出しください。

地点番号 03-0011-2090-9030-1510-1053

電気ご使用量のお知らせ

ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様

ご使用場所 富士宮市北町15-1

2年9月分 使用期間 8月7日~9月7日
検針月日 9月8日 (32日間)

ご使用量 136kWh

請求金額 6,550円
(うち消費税等相当額) 595円

基本料金 4,263円60銭
電力量料金
・夏季料金 2,362円32銭
・他季料金 0円00銭
・燃料費調整額 -480円08銭
再エネ発電賦課金 405円

ご契約種別 低圧電力

ご契約 4kW

当月指示数 03459.7
前月指示数 03324.0
差引 135.7

計器乗率(倍) 184
取替前計量値 90%
計器番号(下3桁)

昨年9月分は32日間で122kWhです。
今月分は1日あたり11%増加しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)
9月(当月)分 -3円53銭
10月(翌月)分 -4円18銭
翌月分は当月分比べ -0円65銭

今月分 お支払期限日 10月8日
次回検針予定日 10月9日

地区番号 08 お客さま番号

お問い合わせは、下記の電話番号まで
~おかけ間違いにお気をつけください。~

お問い合わせ先/カスタマーセンター
お引越・ご契約に関するご用件
0120-995-901
停電・設備に関するご用件
0120-995-007



事業所コード(909)

検針員

(A) 電気料金等領収証

年月分 2-9 金額 6,550円

うち消費税等相当額 595円

お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ様

お支払期限日 10月8日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

・本領収証により集金員が料金を収納することはありません。

お客さま番号

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード(909)

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越・ご契約
0120-995-901
停電・設備に関するご用件
0120-995-007

20.9.18
金融機関等日附印

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口でお支払いの場合は左側の2票だけをお出しください。
金融機関やコンビニエンス・ストアにてお支払いの場合は切り取らないでお出しください。

地点番号 03-0011-1090-9030-1510-1051

電気ご使用量のお知らせ

ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様

ご使用場所 富士宮市北町15-1

2年9月分 使用期間 8月7日~9月7日
検針月日 9月8日 (32日間)

ご使用量 202kWh

請求金額 5,588円
(うち消費税等相当額) 508円

基本料金 1,144円00銭
電力量料金
・1段料金 2,385円60銭
・2段料金 2,171円36銭
・燃料費調整額 -713円06銭
再エネ発電賦課金 601円

ご契約種別 従量電灯B

ご契約 40A

当月指示数 04950.2
前月指示数 04748.6
差引 201.6

計器乗率(倍) 389
取替前計量値
計器番号(下3桁)

昨年9月分は32日間で252kWhです。
今月分は1日あたり19%減少しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)
9月(当月)分 -3円53銭
10月(翌月)分 -4円18銭
翌月分は当月分比べ -0円65銭

今月分 お支払期限日 10月8日
次回検針予定日 10月9日

地区番号 08 お客さま番号

お問い合わせは、下記の電話番号まで
~おかけ間違いにお気をつけください。~

お問い合わせ先/カスタマーセンター
お引越・ご契約に関するご用件
0120-995-901
停電・設備に関するご用件
0120-995-007



事業所コード(909)

検針員

(A) 電気料金等領収証

年月分 2-9 金額 5,588円

うち消費税等相当額 508円

お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ様

お支払期限日 10月8日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

・本領収証により集金員が料金を収納することはありません。

お客さま番号

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード(909)

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越・ご契約
0120-995-901
停電・設備に関するご用件
0120-995-007

20.9.18
金融機関等日附印

6,550円 + 5,588円 = 12,138円

整理番号 9-20

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年9月19日	~令和 年 月 日	金額 1540円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 9割り捨て10倍伝わる要約力)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収証

支払者 四本 様 2年9月19日

四本康久

9 1540 -

但「9割り捨て10倍伝わる要約力」書籍代として
上記正に領収いたしました

富士宮市北町14-2
有限会社 田村書店
TEL0544-23-1592

内訳 _____
税抜金額 _____
消費税額等 (%) _____

この用紙は森林保元に配慮したFSC認証/リブを使用しています。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1540 円	100 %	1540 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-21

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年9月20日	～令和 年 月 日	金額 1,361 円 (阿部)

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 週刊タキヤバト 9.19号, 9.26号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,361 円 (阿部)	/	1,361 円 (阿部)
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

谷島屋

YAJIMAYA BOOKSTORE

谷島屋 富士宮店
TEL 0544-22-8020

毎度ご利用ありがとうございます
レジNo.0012
伝票No.00127409 -001
2020年09月20日(日) 18時00分

取引レシート
営業日 2020年09月20日(日)

会員NO. [REDACTED]

支払者：四本康久

書 ◆> 週刊ダイヤモンド
4910202440909 1 730
書 ◆> 週刊ダイヤモンド
4910202430900 1 730

小計 2 1,460
注) Sは軽減税率(8%)適用商品

ポイント利用計 ¥99
合計 1,361
※内訳(10%) (消費税) 1,238
※内訳(8%) (消費税) 0

現金計 1,361
お預り 10,061
お釣り 8,700

今回付与ポイント 合計 18P
通常 6P
ボーナス 12P
(内、期間固定Tポイント 12P*)
利用可能ポイント数 457P
利用可能Tマネー ¥0

本日付与されたポイントは2~3日以降に反映されます。ポイント付与時に、Tカードが無効の場合は、ポイントは貯まりません。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

★TSUTAYAランクアップサービス★
ツタランク[ゴールド]:ポイント3倍
特典期間 [09/05~10/04]
今月のご利用日数カウント[2日]
(2日前までの集計)
提供:株式会社蔦屋書店

扱者 [REDACTED]

お客様アンケート実施中!
回答で期間固定Tポイントプレゼント!

もれなく50ポイント/

9/22のまで



89442843768814932598

整理番号 9-22

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和2年9月26日	~令和 年 月 日	金額 1760円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: ふたりの怪物 二階俊博と菅義偉)
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や議会質問等の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収証番号: 000004930
 2020年09月26日 No. 01-000519823

領収証

四本康久様

金額 ¥1,760-

内レジ「カット」利用計 ¥0 (内消費税等 ¥0)
 内現金扱い等計 ¥1,760 (内消費税等 ¥160)

但し ふたりの怪物 二階俊博と菅義偉
 上記正に領収いたしました。
 神戸田書店
 〒418-0072 静岡県富士宮市矢立町935
 電話0544-24-4955

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1760 円	100 %	1760 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-23

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	全日本鹿協会 年会費		
年月日	令和2年9月26日~令和 年 月 日	金額	6000円

会の趣旨・目的	鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより、鹿と人間の共生を目指す。
会の活動内容等	鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見をとも、県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとのいふ	6000円	100%	6000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

田 本 康 久

様

No.

★ 6,000 -

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ワケ-98

但 2020年度個人正会員年会費

2020年 9月 26日 上記正に領収いたしました

全日本展協



収入印紙

全日本鹿協会のご案内



全日本鹿協会（旧名：全日本養鹿協会）は、

日本鹿の資源的利用を進展させるための全国組織として、平成2年に設立されました。

- ①鹿および養鹿に関する調査研究、情報の収集および提供
- ②鹿の資源的利用法、飼養管理、衛生技術の改善、普及
- ③鹿に関する研修会、研究会の開催
- ④国際交流
- ⑤印刷物、出版物の刊行等 を行うことで人と鹿の共生を目的としております。

会員の種別と年会費

団体会員 1口50,000円（議決権1票あり） 正会員 6,000円（議決権・投稿権あり）

賛助会員 3,000円（議決権なし、投稿権あり） 学生会員 1,000円（議決権なし、投稿権あり）

ゆうちょ銀行 普通 10280-03715311

あるいは、店名〇二八 普通 0371531

三井住友銀行神田支店 普通 219-7599303



刊行物

「日本鹿研究」 創刊号～11号（会員は無料）

「養鹿マニュアル」（2,000円、会員1,500円）

「養鹿経営を安定させるための指針」（2,000円、会員1,500円）

「鹿皮なめしマニュアル」（1,500円、会員1,000円）

月2回、鹿関係の全国の情報を、メール配信しています。

イベント・講習会

2020年度予定

鹿ワークショップ（9月5日 静岡県富士宮市ふもとっぱら）（イオン環境活動助成）

第8回世界鹿大会（10月11～16日 スロバキア、延期）

講演会・展示会・ワークショップ（12月5、6日、港区環境プラザ）（イオン環境活動助成）

鹿肉を食べる会（新年会）（2021年1月予定）

鹿皮タンニンなめし講習会（2月予定 静岡県富士宮市）（イオン環境活動助成）

事務局所在：〒438-8577 静岡県磐田市富丘 678-1

静岡県立農林環境専門職大学短大 小林研究室内

Tel

webmaster@nihon-shika.info

<http://nihon-shika.info/>

会長：鈴木 功

全日本鹿協会規約

Japan Deer Society (全鹿協：J.D.S.)

平成2年3月16日施行
平成21年7月1日改定
平成22年4月21日改定
平成28年5月25日改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全日本鹿協会（以下「協会」）と称する。英名はJAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全鹿協（J.D.S.）とする。本会は平成2年3月に設立された全日本養鹿協会の事業を継承し、平成21年7月に名称を改定した。

(事務所)

第2条 協会は事務所を設ける。場所等については、内規で定める。

(目的)

第3条 協会は、鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより、鹿と人間の共生を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- (2) 鹿の繁殖、飼養管理、衛生技術改善及び普及
- (3) 鹿の生産物及び加工品の流通推進業務
- (4) 鹿及び養鹿に関する研修会及び研究会の開催等
- (5) 鹿及び養鹿事業に関する国際交流
- (6) 鹿及び養鹿事業に関する印刷物、出版物の刊行
- (7) 鹿の系統に関する登録
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規程)

第5条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第6条 協会の目的に賛同するもの又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員（個人、団体）
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

(入会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退届があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき
- (4) 死亡または解散
- (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (6) 除名

(除名)

第9条 会長は、次の各号の事由の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき
- (2) 規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会費は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(届出)

第11条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名）、住所（会員が団体の場合にはその所在地）又は定款若しくは寄付行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

- 2 会員が団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
 - (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から理事5人以内を選任することができる。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 理事のうちから会長1人、副会長4人以内及び事務局長1名を互選する。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。しかし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第15条 任期満了又は辞任により役員定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規程にかかわらず、常務の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第18条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき。

(2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が召集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が召集する。

2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の10日前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(会議の決議方法等)

第21条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。賛助会員、学生会員は表決権を有しない。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、決議することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。

4 総会の議事は第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議会の決議事項)

第22条 この規約において、別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

(1) 規約の変更

- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金、会費（個人・団体）及び賛助会費の額並びにその徴収方法決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(特別決議事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 理事会

(理事会の機構等)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決議するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条（第3項ただし書を除く。）、第24条及び第25条の規定は、

理事会について準用する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、規定に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第32条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの規約で定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 協会の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金、会費及び賛助会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
 - 3 基本財産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会で基礎財産に繰り入れることが議決した財産
 - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第35条 協会の資産は、協会が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(収支計算の方法等)

第36条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 第4条に掲げる事業のうち補助事業に係る経理については、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して経理しなくてはならない。

3 毎事業年度の収支決算における収支差額については、翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第37条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借り入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいて実行したものとみなす。

(監査等)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 残余財産の処分

(解散の場合の残余財産の処分)

第40条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、協会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第41条 この規約において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

以下の内規は規約第27条(4)に基づき臨時理事会にて制定された内容である。

平成27年12月8日制定

全日本鹿協会内規

全日本鹿協会規約の事業を円滑に運営するため内規を定める。

1 事務所の設置

全日本鹿協会規約第2条に基づき以下に事務所を設置する。

〒252-0880 藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学部内。

2 幹事会

会長、在京副会長、事務局長から構成する。原則として隔月に開催し、本会の運営に当たる。

3 事務局の組織と役割

- ・事務局長は事務局員を会員の中から選び、会長の承認を得る。
- ・事務局には庶務・会計、企画、出版・編集、広報（ホームページ・フェイスブック等）の担当を設ける。

4 日本鹿研究の刊行

編集委員会を設置し、会誌の編集を行う。

5 会議等

- ・事務局長は事務局会議を適宜開催し、会務の円滑な推進を図る。
- ・会議場所は事務局の所在地を原則とするが、他で適宜行うこともできる。

6 諸経費

6.1.1 交通費

理事会、幹事会、事務局会議等に出席するための交通費は実費を支給する。ただし、最短経路・最安値とし、新幹線・航空機・車輛等の利用については、事務局長の承認を必要とする。

6.1.2 日当

支給しない。

6.2 宿泊を伴う出張

日帰りを原則とするが、やむを得ず宿泊する場合には交通費と宿泊費（8,000円/日を限度）を支給する。

6.3 海外調査

50,000円を限度に支給する。ただし、調査報告書の提出を行う。

6.4 アルバイト

アルバイトの雇用に際しては、交通費は実費、日当は950円/時を限度に支給する。

7 ワーキングチーム（WT）の設置

外部資金を使って業務を遂行するWTは専門委員会とし別会計とする。

以上

整理番号 9-24

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・(事務所費)・人件費		
内容	複合機リース料 (9月分)		
年月日	令和2年9月28日~令和	年月日	金額 8,800円

目的	-						
使途	-						
政務活動・ 県政との 関連性	-						
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td>S D 2- 9-28</td> <td></td> <td>17,600</td> <td>リコーリース(カ)</td> </tr> </table>				S D 2- 9-28		17,600	リコーリース(カ)
S D 2- 9-28		17,600	リコーリース(カ)				

按分の理由 政務活動と復合機 活動で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600円	1/2 %	8,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-25

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 9 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和2年 9月29日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	13,020

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本康久

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由 政務活動と私用で 按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	26,040 円	1/2 %	13,020 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/05(土)17:07
Tカード会員様
480001 0000
レギュラー
021000 ¥3000
24.39L @123.0 L-2 N-4
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 250P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。
当日給油レシートで
ドール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.3453 担当:0001
POS番号01
2020/09/05 釣銭伝票No.7247

おつり引換券

2020/09/05(土)17:07
釣銭金額 ¥7,000
2020/09/05 釣銭番号 7247
2807247070005



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2020年09月11日 16:57

売上
Tカード会員様
6-480443-49997-000
現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P03
数量 22.06L *
単価 136円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tカード番号: [REDACTED]
Tカード:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 247P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社ENEOSウイング
富士インターTS
静岡県 富士市伝法3201-1
TEL:0545-57-7550 SS-480443
レシートNo 0302-03
デジNo9951-9952

2020/09/11

支払者: 四本康久

EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/14(月)12:16
Tカード会員様
[REDACTED] 80001 0000
レギュラー
021000 ¥3000
23.44L @128.0 L-4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Tカード:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 388P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。
当日給油レシートで
ドール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.3673 担当:0001
POS番号01
2020/09/14

支払者: 四本康久



領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/14(月)23:02/

Tカード会員様

480001 0000

売上レギュラー
2021000 ¥2163
16.90L @128.0 L- 4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,163
(10%対象 ¥2,163
内消費税 ¥197)
合計 ¥2,163
お預かり ¥10000 お釣 ¥7837
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 9P
特別P 0P
今回計 9P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 387P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認下さい。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4300 担当:0001
POS番号01
2020/09/14 釣銭伝票No.1697

おつり引換券
2020/09/14(月)23:02
釣銭金額 ¥7,837
2020/09/14 釣銭番号 1697
2801697078376



支払者: 四本康久



納品書(領収書)

2020年09月17日 08:15

売上
Tカード会員様
1-7863-0000006-0000
現金会員
車両番号 実車番
020101
レギュラーガソリン P-06
23.44L *
128円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
Tカード番号:
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
特別P(SS) 13P
今回計 26P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 429P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

株式会社 久保田商店 南松野SS
静岡県 富士市南松野26-1
TEL:0545-85-1515 SS-480384
場所コード:7863
レシートNo 5161-01
デ-5No0204-0205
2020/09/17

支払者: 四本康久



領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/18(金)16:52

Tカード会員様

480001 0000

売上レギュラー
2021000 ¥877
6.85L @128.0 L- 2 N- 4
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥877
(10%対象 ¥877
内消費税 ¥80)
合計 ¥877
お預かり ¥1000 お釣 ¥123
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 3P
特別P 0P
今回計 3P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 455P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認下さい。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8089 担当:0001
POS番号01
2020/09/18 釣銭伝票No.2462

おつり引換券
2020/09/18(金)16:52
釣銭金額 ¥123
2020/09/18 釣銭番号 2462
2802462001230



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2020年09月20日 23:14

売上
Tカード会員様
6-480443-49997-000
現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P03
数量 22.06L *
単価 136円 ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tカード番号: [REDACTED]
Tポイント: 基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 457P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社ENEOSウイング
富士インター-TS
静岡県 富士市伝法3201-1
TEL:0545-57-7550 SS-480443
レシートNo 5553-03
デ-タNo1576-1577

2020/09/20

支払者: 四本康久

EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/22(火)23:38
Tカード会員様
[REDACTED] 480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
23.81L @126.0 L-4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000

お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント: 基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 426P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご
確認下さい。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4269 担当:0001
POS番号01
2020/09/22

支払者: 四本康久

EneJet トールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/27(日)08:11
Tカード会員様
[REDACTED] 480001 0000

レギュラー
021000 ¥2000
15.87L @126.0 L-2 N-4
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,000
(10%対象 ¥2,000
内消費税 ¥182)
合計 ¥2,000

お預かり ¥2000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント: 基本P 9P
特別P 0P
今回計 9P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 453P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご
確認下さい。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8664 担当:0001
POS番号01
2020/09/27

支払者: 四本康久

支払者: 四本康久

EneJet トールコート

領収書
岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2020/09/29(火)23:28
Tカード会員様
[REDACTED] 480001 0000

レギュラー
021000 ¥3000
23.44L @128.0 L-4 N-10
割引適用(014337)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント: 基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 465P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご
確認下さい。
当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.1936 担当:0001
POS番号01
2020/09/29 釣銭伝票No.5622

おつり引換券
2020/09/29(火)23:28
釣銭金額 5622
2020/09/29 釣銭番号 5622
2805622020003



整理番号 9-26

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャージ

支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (20年8月分)		
年月日	令和 2年 9月 30日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,259 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケータイ補償料 政務活動費請求対象額
~~7,344~~円 - 750円 × 1.10 = 6,519円

02-09-30 | 200 | 7,344 | トコモ ケイタイ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,519 円	1/2	3,259 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

内訳項目・金額(円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間(8/1~8/31)	
◇基本使用料等(計) 3,480	3,480	ギガライト2:2年定期	合 算
	3,680	(内訳)ギガライト2:2年定期	
	-500	(内訳)みんなドコモ割	
	300	(内訳)spモード利用料	
	0	(参考)高速通信ご利用データ量は	2.1G
			合 算
◇通話料・通信料(計) 1,925	225	Xi・SMS通信料	8月ご利用分
	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等(計) 1,272	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償サービス(750円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	300	ドコモWiFi利用料(spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWiFi)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額(計) 667	667	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 7,344	7,344	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、8月末で	20年5か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		8月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,677円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		8月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2020年8月31日現在)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

整理番号	9-27
------	------

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

775 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	地方議員研究会 研修会		
年月日	令和2年9月30日~令和 年 月 日	金額	30,440円

目的	地方議員研究会 研修会 受講
使途	受講料 講座 15,000 × 2 講座
政務活動・ 県政との 関連性	研修を通じて、県政に反映させていく。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由 全て政務活動に かかるものとする。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	30,440 円	100 %	30,440 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和2年9月30日(水)

静岡県議会
四本 康久 様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
(平日9~12時、13~17時)
FAX 06-7878-6308

入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

資料、USB動画データ、領収証は、一週間前後で郵送いたします。

動画データの無断転載等をご遠慮願います。

よろしく願います。

記

- ・お申込み講座
 - ① 質問のための情報の集め方
 - ② 質問聞き取り時の職員対応マニュアル
- ・受講料 1講座 15,000円 × 2講座 = 合計 30,000円
- ・領収証宛名 四本 康久 様
- ・郵送先 〒418-0061 静岡県富士宮市北町13-3
- ・お振込み日 令和2年9月30日(水)
- ・お振込み名義人 四本 康久 様

ご利用明細票

いつもくろうきん>をご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取扱店	機番
6315	'200930	振込	401	008
銀行番号	店番号	口座番号		
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)		
09:31	440	30,000		
説明コード	お取引後残高(円)			
* ご案内 登録番号001 処理通番000003 振込先 楽天銀行 第二営業支店 普通 7520919 ツヤ)チホウキ`インケンキウカイ 様 依頼人 ヨツモト ヤスヒサ 様 振込手数料 440				

10 1

Rくろうきん

Y2060(1401)

領 収 証

四本康久 様 2020年9月30日

★ **¥30,000**

但「質問のための情報の集め方」

「質問聞き取り時の職員対応マニュアル」

資料・動画データ代として

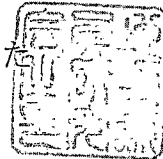
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



整理番号 9-30

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和2年9月30日~令和	年 月 日	金額 4,427 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20年9月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久

	<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗</p> <p>領収書</p> <p style="font-size: 1.2em;">4,427 円</p> <p>2020 年 9 月分</p> <p>上記の金額たしかにいたしました。 ありがとうございます。</p> <p>日本共産党東部地区委員会 〒410-0312 沼津市原698-1 TEL 055-968-7150 FAX 055-968-7155</p>						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">新聞購読料「しんぶん赤旗」日曜版</td> <td style="width: 10%; border: none; text-align: center;">部数</td> <td style="width: 50%; border: none;">金額</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">1</td> <td style="border: none;">3,497 930</td> </tr> </table>	新聞購読料「しんぶん赤旗」日曜版	部数	金額		1	3,497 930	<p>様</p> <p>領収日 9/30 扱者</p>
新聞購読料「しんぶん赤旗」日曜版	部数	金額					
	1	3,497 930					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,427 円	/	
		100 %	4,427 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-31

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和 2年 9月 30日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,821 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	20年 9月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,821 円	100 %	3,821 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年9月分

領収日 9月30日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘
住所 富士宮市上袖野12
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. [REDACTED]



整理番号 9-32

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <input type="checkbox"/> 人件費		
内容	事務員の雇用 (9 月分)		
年月日	令和 2 年 9 月 30 日 ~ 令和 年 月 日	金額	162000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	162000円	100%	162000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	30000	[REDACTED]

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	24000	[REDACTED]

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	45000	[REDACTED]

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	27000	[REDACTED]

令和 ² 年	氏名	支払額	領収印
9月	[REDACTED]	36000	[REDACTED]

雇用実績表

9 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	火			
2	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月			
15	火			
16	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
計		(A) 30	(B) 30	

上記の通り雇用したことを証明する

令和 2年 9 月 30 日
ふじのくに県民クラブ 四本康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B)[30 時間 分]×単価[1000円]= 30,000 円
 ②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

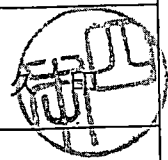
雇用実績表

9月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
30				
31				
計		(A) 24	(B) 24	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年9月30日
ふじのくに県民クラブ 四本 康



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [24時間 分] × 単価 [1000円] = 24,000円

②総支給額 [] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇 用 実 績 表

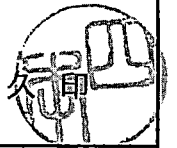
9月分	氏 名	
-----	-----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	火			
2	水			
3	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
8	火			
9	水			
10	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
15	火			
16	水			
17	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
18	金			
19	土			
20	日			
21	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
22	火			
23	水			
24	木	3	3	地域の意見・要望の聴取
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
29	火			
30	水			
計	(A)	45	(B)	45

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年9月30日

ふじのくに県民クラブ 四本 康



{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

① (B){ 45時間 分} × 単価{ 1000 円} = 45,000 円

② 総支給額{ 円} × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

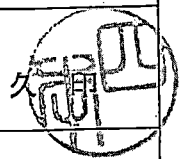
雇用実績表

9 月分	氏名	[Redacted]
------	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
19				
20				
21				
22				
23				
24	木	3	3	地域の意見・要望の聴取
25	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A) 27	(B) 27	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年9月30日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [27時間 分] × 単価 [1000円] = 27,000円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

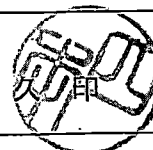
雇用実績表

9 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	火	6	6	地域の意見要望の聴取
2				
3				
4				
5	土	6	6	地域の意見要望の聴取
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	月	6	6	地域の意見、要望の聴取
15	火	6	6	地域の意見、要望の聴取
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22	火	6	6	地域の意見 要望の聴取
23				
24	木	6	6	地域の意見、要望の聴取
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年9月30日
ふじのくに県民クラブ 四本康



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間 分] × 単価 [1000円] = 36000 円
 ②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。